

## 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業交付要綱

制 定	2 福保感事第 2 9 7 7 号 令和 3 年 1 月 2 9 日
一部改正	4 福保感事第 4 5 4 7 号 令和 5 年 2 月 1 4 日
一部改正	4 福保感事第 4 8 2 7 号 令和 5 年 3 月 2 3 日

### (目的)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症の回復期以降も引き続き入院を必要とする患者について、転院を積極的に受け入れる医療機関を確保することにより、新型コロナウイルス感染症の入院治療を必要とする患者に対する医療提供体制の確保に資することを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 本事業は、東京都（以下「都」という。）が実施する。

### (事業内容)

第 3 条 以下に掲げる内容とする。

- (1) 回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を積極的に受け入れる医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者の診療等に係る臨時的な診療報酬の取扱いとして、二類感染症患者入院診療加算（750 点）が算定される患者の受入れを行った場合に、支援金を支払う。
- (2) 原則新型コロナウイルスからの回復期にある患者を、転院により受入れた場合を支払いの対象とする。
- (3) (1)の他、都の臨時の医療施設からの患者の受入れを行った場合に、支援金を支払う。
- (4) その他、福祉保健局健康危機管理担当局長が認めた場合に、支援金を支払う。

### (対象医療機関)

第 4 条 以下に掲げる要件を満たす医療機関とする。

- (1) 当該医療機関が新型コロナウイルス感染症による入院治療後、回復期以降の患者の転院の受け入れを積極的に行うことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条に定める感染症指定医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）、東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関整備要領（令和 2 年 5 月 1 日 2 福保健感第 3 6 3 号）第 4 に基づき登録された新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）、その他公的医療機関及び都内保健所に対して情報提供されることに同意していること。
- (2) 感染症指定医療機関、重点医療機関、公的医療機関からの新型コロナウイルス感染症回復期以降の患者の転院受入要請に対し、積極的に協力すること。
- (3) 都及び都内保健所による転院に係る調整に応じること。
- (4) 都が本事業の実施に関して行う調査に回答すること。

### (支援金の交付)

第 5 条 支援金の算定方法及び交付額は、福祉保健局健康危機管理担当局長が予算の範囲

内で別途定める。

(その他)

第6条 本事業の施行に関し必要な事項は、福祉保健局健康危機管理担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和2年12月15日から適用する。

附 則

この要綱は、決定した日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定した日から施行し、令和5年4月1日から適用する。